

1 4 適用除外（条例第 8 条）

(1) 概要

社会生活を営む上で最小限必要な広告物等，一定の広告物について条例の規制のうち一定の事項を適用しないこととしている制度である。○印が適用除外される規定であり，例えば「法令の規定により表示する広告物」は，禁止地域，禁止物件及び許可地域に許可を受けずに表示することができる。

番号 (項号)	広告物の種類	例	適用除外される規定		
			禁止地域	禁止物件	許可地域 (許可)
1-1	法令の規定により表示する広告物	道路標識， 建築確認の表示	○	○	○
1-2	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	交通安全標語， 避難場所表示	○	○	○
1-3	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター，立札等	選挙ポスター， 選挙事務所表示	○	○	○
1-4	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物 基準あり	公園のベンチ等に 寄贈者名を表示	○	○	○
2-1	自家広告(自己の氏名，名称，店名，商標又は自己の事業，営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所，作業場に表示する広告物) 基準あり	表札 ○○商店 ○△株式会社 会社のマーク 取扱商品名	○	—	○
2-2	管理広告(自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物) 基準あり	○○会社所有地 危険につき立入禁止	○	—	○
2-3	冠婚葬祭，祭礼等のため，一時的に表示する広告物 基準あり	○○神社祭礼 ○△家→	○	—	○
2-4	講演会，展覧会，音楽会等のため，その会場の敷地内に表示する広告物 基準あり	○○コンサート 会場	○	—	○
2-5	人，動物，現に日常の運行の用に供されている車両，船舶等に表示される広告物(路線バス，路面電車を除く。)	タクシーやトラック の車体に表示した 会社名	○	—	○
3-1	自家広告 基準あり	○○商店	要許可	—	—
3-2	道標，案内図板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物 基準あり	観光地案内図板 町内案内図	要許可	—	—
5-1	自家広告 基準あり	○○商店 ○△ガス	—	○ (§5 ①)	—
5-2	管理広告	危険登るな！	—	○ (§5 ①)	—
6	政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙，はり札又は立看板		—	○ (§5 ②)	—
7	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗及び立看板等 基準あり		—	—	○

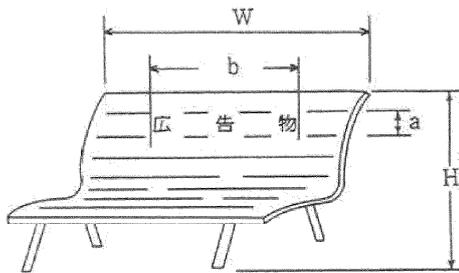
(注) 屋外広告物条例では適用除外で許可手続きが不要でも，他法令等の手続きが必要な場合がある。

屋外広告物の主な関係法令等 (P12) を参照のこと。

(2) 適用除外基準（規則別表第1）

適用除外基準の概要は、次のとおりである。

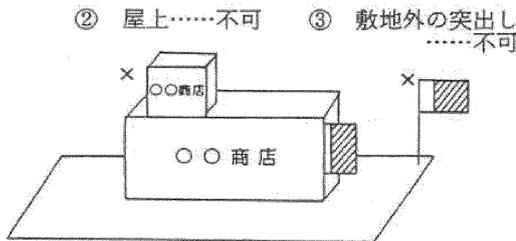
1-4 公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域、禁止物件及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第1の1）



- ① 1個
- ② 表示面積…外郭線内面積の10分の1以下、かつ、0.5㎡以下
- ③ 色彩規制の基準を満たすこと。

ペンチ（塗書きサイン）
表示面積 = $a \times b$
（外郭線内面積 = $H \times W$ ）

2-1 自家広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第1の2）



- ① 1事業所当たりの表示合計面積
 - 禁止地域…5㎡以下
 - 許可地域…10㎡以下
- ④ 突出し広告物…1事業所当たり1個（禁止地域）
- ⑤ 1壁面の利用割合限度…2分の1以下
- ⑥ 色彩規制の基準を満たすこと。

- ⑦ 以上に掲げる基準のほか、別表第2（禁止地域にあつては第1種許可地域）の基準を満たすこと。
- ⑧ 学校及び病院については特例あり

2-2 管理広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第1の3）

(1) 土地又は建築物の管理のために必要な広告物

- ① 表示合計面積
 - 禁止地域…5㎡以下
 - 許可地域…10㎡以下
- ② 個数
 - 禁止地域…1個
 - 許可地域…2個以下

- ③ 設置場所……建物（屋上を除く。）及び敷地内。敷地の外に突出さないこと。
- ④ 広告物の上端の高さ……3 m以下（建築物の壁面に表示するものを除く。）
- ⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ⑥ 別表第2の一般基準を満たすこと。

(2) 工作物その他の物件の管理のために必要な広告物

- ① 表示面積
 - { 禁止地域……外郭線内面積の5分の1以下、かつ、5㎡以下
 - { 許可地域……外郭線内面積の5分の1以下、かつ、10㎡以下
- ② 個数
 - { 禁止地域……1個
 - { 許可地域……2個以下
- ③ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ④ 別表第2の一般基準を満たすこと。

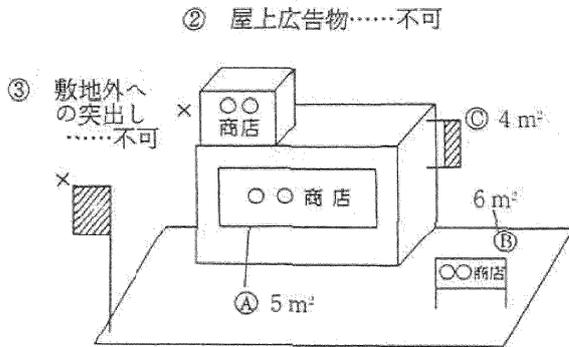
2-3 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第1の4）

- ① 表示期間……2週間以内（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1月以内で市長が定める期間）
- (注)冠婚葬祭、祭礼等において、慣例に従って表示するものを適用除外とする。
- 町内会等において実施される営利を目的としない行事（盆踊り、運動会等）で表示する広告物を含む。

2-4 講演会等会場敷地内広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第1の5）

- ① 広告物等の種類……屋上広告物でないこと。
 - ② 表示内容……催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）に限る。
 - ③ 表示期間……開催される日の5日前から終了する日まで
 - ④ 表示方法……のぼり及び旗は、道路の路肩から5 m以内に設置する場合には、相互の間隔を5 m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。
- (注)ア 講演会、展覧会、音楽会、博覧会、展示会、競技会、運動会、サーカスなど、一時的に会場を設けて行う行事のために表示するものをいい、営利目的であるか否かは問わない。
- イ 設置場所は、会場の敷地内に限るが、会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。

3-1 自家広告の禁止地域における適用除外・許可基準（規則別表第1の6）



② 屋上広告物……不可

① 1事業所当たりの表示面積合計……10㎡以下

(注) ①については、2-1の許可不要基準により適用除外となり、表示面積の累計が5㎡を超える②及び③については、この基準により許可を受ければ、10㎡までは表示することができ、禁止地域においても最大累計15㎡までは表示可能である。

④ 1壁面の利用割合限度……2分の1以下

- ⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ⑥ 第1種許可地域の基準を満たすこと。
- ⑦ 学校及び病院については特例あり

3-2 道標、案内図板等の禁止地域における適用除外・許可基準（規則別表第1の7）

(1) 近隣店舗等案内広告

① 表示内容等の要件

- a 禁止地域及び禁止地域から1km以内の区域内にある店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合で、美観風致を害さないときに限る。
- b 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

- ② 表示面積……1表示面0.5㎡以下、かつ、1㎡以下
(集合広告は、1表示面1㎡以下、かつ、2㎡以下)
- ③ 個数……当該禁止地域につき2個以下
- ④ 形状……長方形
- ⑤ 上端の高さ……道路面から3m以下
- ⑥ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ⑦ 別表第2の一般基準を満たすこと。

(2) その他の道標、案内図板等

- ① 表示面積……2㎡以下
- ② 寄贈者名等の表示割合……1面の10分の1以下
- ③ 表示内容……商業広告その他営利を目的とするものでないこと。
- ④ 上端の高さ……道路面から3m以下
- ⑤ 色彩規制の基準を満たすこと。
- ⑥ 別表第2の一般基準を満たすこと。

4-1 自家広告の禁止物件における適用除外基準（規則別表第1の8）

区 分		禁 止 地 域	許 可 地 域
石垣及び擁壁の類	表示面積	禁止	1壁面の4分の1以下、かつ、30㎡以下
送電塔、送受信塔及び照明塔の類	表示面積	2㎡以下	10㎡以下
煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類	表示面積	垂直断面の4分の1以下、かつ、5㎡以下	垂直断面の4分の1以下

但し この基準は禁止物件の適用除外を定めているもので、禁止地域及び許可地域の規定まで適用除外するものではない。したがって、タンク類に10㎡を超える広告物を表示する場合は、許可を受けなければならない。

15 表示面積の算定

許可基準及び適用除外基準の適用並びに手数料の算出に当たっての広告物の表示面積は、次により算定する。

- (1) 広告物が独立性をもった工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。
- (2) 1つの広告内容を数個の工作物に分けて表示する場合は、一体となって1つの広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
- (3) 建物の壁面等に塗り書きし、又は取り付ける文字等については、一体となって広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
- (4) 前2号の場合においては、工作物間の空間や文字等間の空間部分も表示面積に算入する。ただし、当該空間部分が工作物や文字等の大きさの2倍を超える場合については、この限りでない。
- (5) 広告物の表示面積は、当該表示面の外郭線内を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形等）とみなして算定する。
- (6) 立体的な広告物の表示面積は、円柱や球として算定する。
- (7) 表示面の縁に一体として枠や点滅灯を組み込む場合は、その枠組み等を含めて算定する。